

## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年七月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年七月三十一日

埼玉県川越県土整備事務所長 新 井 哲 也

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 所沢狭山線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
狭山市大字南入曾五五五番三地 先から同市大字南入曾五五五番 三地先まで		区 間
九・〇九〇 一四・二〇	八・三三〇 九・〇九	敷地の幅員 (メートル)
一三・一三		延長 (メートル)
交差点改良事業による。		備考